

# 経済要録

## 国内

### ◆公正取引委員会、「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」を公表

公正取引委員会は、7月4日、「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」を公表した。その概要は以下のとおり。

#### 金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書 —融資先企業に対する不公正取引の観点からのアンケート調査結果—

近年、金融分野において規制緩和が進展し、取引環境の整備が進められるなど、金融取引の実態が変化しつつあることから、今般、公正取引委員会は金融機関と企業との取引慣行について、不公正取引の観点から、融資先企業に対しアンケート及びヒアリングによる調査を行い、独占禁止法上の考え方を取りまとめた。

#### 1. 調査結果のまとめ

- 中堅・中小企業においては借入れに依存する割合が高く、企業から取引先金融機関を変更しにくい状況がみられ、金融機関は影響力を及ぼし得る立場にあることが多い。
- 金融機関が行った各種要請のうち、融資に関する取引条件の設定・変更、及び自己の提供する金融商品・サービスの購入が多く、意思に反して要請に応じた企業も多数。

- 企業の4割は金融機関からの要請を断りにくく感じている。意思に反しても要請に応じざるを得ない理由は、次回の融資が困難になることや取引関係悪化の懸念等。
- 短期の貸付形態の一つである手形貸付の場合、約束手形の券面上に契約の基本事項が記載されておらず、契約内容が不明確。

#### 2. 独占禁止法上の考え方

- 金融機関が企業に対し各種の要請を行った場合、企業は今後の融資等への影響を懸念して意思に反しても要請に応じることがあり、優越的地位の濫用として独占禁止法上の問題を生じやすい。
- 不明確な契約条件が独占禁止法上問題となる行為を誘発するおそれがある。そのため、手形貸付における契約条件の書面化等、契約面での整備が望まれる。

#### 3. 今後の対応

- 公正取引委員会としては、各金融機関において融資に係る取引慣行の不断の見直し・点検が行われることに加え、契約面での整備が図られることを期待。
- 公正取引委員会は、金融機関と企業との取引が適正に行われるよう引き続き監視し、独占禁止法違反行為に対し厳正に対処。

## ◆企業会計審議会、「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」および「企業結合会計に係る会計処理基準に関する論点整理」を公表

企業会計審議会は、7月6日、「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」および「企業結合会計に係る会計処理基準に関する論点整理」を公表した。その主な内容は以下のとおり。

### 「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」の主な内容

固定資産部会において、固定資産の減損会計及び投資不動産の取扱いについて審議を進めているところであるが、これまでの議論の概要や考え方等を明らかにしたもの。8月末まで各界の意見を募り、さらに審議を継続する。

#### ○ 固定資産の減損会計について

##### 1. 減損の兆候

資産の使用範囲・使用方法の著しい変化（事業のリストラなど）、市場価格の著しい下落などを例示として定める。例示の具体的内容は、さらに検討する。

##### 2. 減損損失の認識

割引前キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して、減損損失を認識するかどうか判定する。キャッシュ・フローの見積り期間等は、さらに検討する。

##### 3. 減損損失の測定

帳簿価額を回収可能価額（使用価値と正味売却価額のいずれか高い金額）まで減額し、減額した金額を減損損失として当期の費用と

して処理する。

（注）使用価値とは、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見積もられる将来キャッシュ・フローの現在価値であり、正味売却価額とは、資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額である。

#### 4. 将来キャッシュ・フローの見積り

合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて行う。資産の現況に基づいて見積り、計画されている設備投資や事業再編等の結果生じるキャッシュ・フローも含める。

#### 5. 資産のグルーピング

概ね独立したキャッシュ・フローを生成する最小の単位でグルーピングを行うことを原則とし、管理会計上の区分、投資の意思決定を行う際の単位等を考慮して定める。

（注）共用資産（本社ビル、研究所等）については、原則として、共用資産に関連する資産グループを含む単位でグルーピングを行う。共用資産の帳簿価額に関連する資産グループに合理的な基準で配分できる場合には配分する。

#### 6. 適用関係

適用時期については、将来キャッシュ・フローの見積りなど新しい会計手法を用いることなどから、習熟期間や体制整備の準備期間等、基準の策定から実務への適用まで十分な期間を置く必要がある。経過措置については、減損会計導入の趣旨等を踏まえつつ、今後検討する。

#### ○ 投資不動産について

原価評価を継続し、他の固定資産と同様に減

損会計を適用する。投資不動産という区分が必要かどうか、投資不動産の時価を注記するかについてはさらに検討する。

「企業結合会計に係る会計処理基準に関する論点整理」の主な内容

○ 論点整理の方針

- ・ 企業結合会計について検討すべき論点を整理して提示
- ・ 整理に当たっては、最新の国際的な動向を考慮
- ・ 8月末まで各界の意見を募り、さらに審議を継続する

○ 論点整理のポイント

1. 企業結合会計の現状

- ・ 現在わが国では、企業結合の会計処理方法が明確に定められておらず、商法の規定に従う範囲内で幅広い会計処理が行われている。
- ・ このような状況に対し、適切な投資情報のディスクロージャーといった観点から会計処理基準を整備する必要があるとの指摘がある。
- ・ 諸外国の場合、企業結合の会計処理方法としてプーリング法とパーチェス法という二つの考え方がある。

(注) プーリング法、パーチェス法の考え方

プーリング法：被結合会社の資産、負債及び資本を帳簿価額のまま受け入れる考え方

パーチェス法：被結合会社の資産と負債を公正価値で評価し、資本との差額をのれんとして計上する考え方

2. 企業結合会計の主要な論点

国際的な動向も踏まえ、プーリング法とパーチェス法を使い分ける考え方とパーチェス法に一元化する考え方を検討し、それぞれの問題点を整理した。

(注) 国際的な企業結合会計の動向

現行の国際会計基準ではパーチェス法を基本とし、プーリング法の適用を限定している。

米国ではプーリング法を廃止して会計処理方法をパーチェス法に一元化する方向で基準の改訂作業が進められており、近く新基準が公表されるといわれている。

3. その他

- ・ のれんの会計処理
- ・ 企業結合会計の適用範囲等

◆日本銀行、「『補完貸付制度』の貸付先承認の更新手続き等について」を公表

日本銀行は、7月11日、「『補完貸付制度』の貸付先承認の更新手続き等について」を公表した。その内容は以下のとおり。

「補完貸付制度」の貸付先承認の更新手続き等について

平成13年7月11日

日 本 銀 行

1. はじめに

- 日本銀行では、「補完貸付制度基本要領」（平成13年2月28日公表、以下「基本要領」という。）に基づき、補完貸付制度の貸付先（以下「貸付先」という。）については、原

則として年1回の頻度で承認を更新することとし、初回の更新は平成13年8月を目処に行うこととしていたところです。今般、以下の要領で初回の更新を行なうこととしました。

また、貸付先の新規申込みについても、以下の要領に従って行うことといたします。

○ つきましては、現在の貸付先のうち補完貸付制度の利用の継続を希望する先、または、貸付先ではないがこれを機に新たに補完貸付の利用を希望する金融機関等（以下、継続利用希望先と新規利用希望先を合せて「希望先」という。）は、以下の要領で申込み手続きを行って頂きますようお願いいたします（利用開始日は9月17日を予定しています）。なお、今回の申込み期間（7月27日まで）終了後も、新規申込みは随時受け付けますが、その場合の利用開始日は9月18日以降となります。

○ 今後も原則として年1回の頻度で貸付先の承認を更新することとしており、次回の更新は平成14年8月を目処に行う予定です。なお、「補完貸付制度基本要領の一部改正について」（13年6月28日公表）に定めるとおり、補完貸付を電子貸付化することに伴い、貸付先となる条件のうち「手形貸付取引先であること」が「電子貸付取引先であること」に変わりますが、同附則に定めるとおり、上記基本要領の一部改正が実施される日（以下「実施日」という。本年12月央を予定。）の前営業日において補完貸付制度における貸付先として承認されており、かつ、実施日において電子貸付取引先である先については、実施日に改正後の基本要領に基づき、貸付先として

承認したものとして取扱うこととしますので申し添えます。

## 2. 承認の更新および承認の手続き

### (1) 利用申込み

○ 希望先は、以下の期日内に必要書類を、日本銀行本支店に提出して下さい。

— なお、現在の貸付先のうち、補完貸付制度の利用の継続を希望しない貸付先は、その旨を以下の日本銀行本支店までご連絡ください。

#### <利用申込み期間>

平成13年7月16日（月）午前9時から  
平成13年7月27日（金）午後3時まで

#### <提出する書類>

(a) 「補完貸付制度利用申込書」

— 当申込書により、補完貸付制度に基づいて自らが借入れを行なうことを希望する日本銀行本店または支店（以下「貸付希望店」という。）を1か店指定していただきます。

(b) 「補完貸付制度の貸付先承認にかかる自己資本比率等報告」

#### <提出先>

希望先の本店その他国内における営業の本拠である営業所等の所在地を業務区域とする日本銀行本支店（本店の場合には考査局金融課、支店の場合には営業課または総務課）

### (2) 貸付希望店との手形貸付取引の申込み

○ 新規利用希望先および今回の更新を機に補

完貸付制度に基づく借入れを行う店舗の変更を希望する先で、補完貸付制度に基づく借入れを希望する店舗が手形貸付取引先でない場合には、7月27日（金）午後3時までその旨を貸付希望店（本店の場合は審査局総務課、支店の場合には営業課または総務課）までご連絡下さい。

### （3）承認結果等の通知

○ 承認の更新および承認の結果の通知は8月下旬を目処に、（1）の書類を受け付けた日本銀行本支店から通知する予定です。

### （4）利用開始日

○ 今回新たに承認された貸付先は9月17日（月）より利用が可能となる予定です。なお、現在貸付先で、補完貸付制度の利用の継続を希望しない取引先については、9月14日（金）限りで利用を停止する予定です（9月17日から補完貸付制度が利用できません）。

## 3. 貸付先の承認基準

○ 希望先のうち下記（1）から（4）の基準を満たす先について補完貸付制度の貸付先としての承認の更新または承認を行います。

（1）金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および紀伊預金管理銀行を除く。）、証券会社（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する証券会社および同項第4号に規定する外国証券会社をいう。）、証券金融会社（同項第3号に規定する証券金融会社をいう。）または短資業者（同項第5号に規定する者をいう。）であること。

（2）希望先が貸付店として指定した日本銀行本支店の手形貸付取引先であること。

（3）申し出の直前決算期末（中間決算期末を含む。ただし、申し出直前の決算期末の自己資本比率が申し出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末とする。以下同じ。）において、自己資本比率が次に掲げる条件を満たしていること。

（a）金融機関にあつては、国際統一基準適用先（外国銀行を含む。）については自己資本比率8%以上（単体自己資本比率および連結自己資本比率のうち監督官庁に提出しているすべての値について満たす必要。）、国内基準適用先については同4%以上（同）、国際統一基準適用先または国内基準適用先の何れにも該当しない先については、業務内容等に照らし、自己資本の充実の状況が適当であると認められること。

（b）証券会社にあつては、自己資本規制比率が200%以上（ただし、外国証券会社で、当該外国証券会社を実質的に支配している会社の保証がある場合には、150%以上とする。）であること。

（c）証券金融会社および短資業者にあつては、自己資本比率が200%以上（証券会社の自己資本規制比率に準じて算出する。）であること。

（4）申し出直前の決算期末以降の経営の状況その他審査等から得られた情報に照らし、自

己資本比率が実質的に上記(3)に定める自己資本比率を下回るとみられる等特段の事情がないこと。

## ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、7月13日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、7月16日に公表したほか、6月14、15日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを7月18日に公表した。

### 記

日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

### 当面の金融政策運営について

平成13年7月13日

日本銀行

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすること

を決定した(全員一致)。

日本銀行当座預金残高が5兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

## ◆金融庁、「平成13検査事務年度検査基本方針及び基本計画」を公表

金融庁は、7月30日、「平成13検査事務年度検査基本方針及び基本計画」を公表した。その内容は以下のとおり。

### 平成13検査事務年度検査基本方針及び基本計画

#### I. 検査基本方針

金融庁は、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の遂行に努めてきた。金融検査においても、厳正で実効性ある検査の実施により、金融機関の経営状況の的確な把握を通じて、金融システム全体に対する信頼の確立に努めてきたところである。

平成13検査事務年度においては、引き続き、こうした方針を堅持するとともに、金融を取り巻く現下の情勢を踏まえ、特に、以下の三つの課題に重点的に取り組むこととする。

第一に、「緊急経済対策」及び、いわゆる「骨太の方針」に示されているとおり、我が国の経済再生の第一歩として、不良債権問題の抜本的解決を図ることが喫緊の課題となっている。こうした観点から、検査には、その前提となる金融機関の自己査定の正確性について、厳正な検

証を行うことが求められている。

第二に、「ペイオフ解禁」への対応である。現在、我が国の金融システムは、厳正な検査・監督等により一時期と比較して確実に安定性を取り戻しているが、平成14年4月からのペイオフ解禁を控え、より強固な金融システムを構築するため、効率的で実効性のある検査を実施する必要がある。

第三に、「金融環境の変化」への対応である。時価会計の導入、インターネットを利用した金融取引の拡大、持株会社方式による経営統合の進展など、新しい金融環境に迅速かつ的確に対応した専門性の高い検査を実施する必要がある。

さらに、これらの課題に取り組みつつ、人材の育成や検査マニュアルの整備など、検査態勢の充実・強化も同時に図っていく必要がある。

本検査事務年度は、こうした基本的考え方を踏まえ、具体的には以下の施策について、着実な実施に努めるものとする。

## 1. 緊急経済対策等への対応

緊急経済対策等に示された不良債権の最終処理を確実に進めるためには、主要行における信用リスクの実態について厳正な把握が必要である。このため、各行における自己査定 of 正確性について、次の措置により厳正な検証を行う。

### (1) 主要行に対する「年1回検査」の実施

これまで2年に1回程度の頻度で実施してきた主要行に対する検査について、「年1回検査」の実施へ強化する。具体的には、主要行に対する金融検査マニュアルに基づく2巡目の検査を速やかに完了させるとともに、信用リスクを重視した3巡目の検査を順次実施する。

### (2) フォローアップ検査の集中的実施

主要行については、フォローアップ検査を集中的に実施することにより、検査結果の適時的・的確な経営への反映を促す。具体的には、自己査定 of 正確性やリスク管理債権等の開示の適切性を高めるため、検査指摘事項を踏まえた自己査定体制・基準、ディスクロージャー基準等の改善状況について、短期間の立入等により検証する（金融検査マニュアルに基づく検査を実施済の主要10行については、13年9月末までにフォローアップ検査を集中的に実施する）。

## 2. ペイオフ解禁への対応

### (1) 濃淡ある検査の実施

金融機関の経営状況やオフサイト・モニタリングを通じて得られた情報等を踏まえ、検査頻度や検査内容に濃淡をつけた効率的で実効性の高い検査を実施する。

### (2) 名寄せデータ整備状況の実態把握

預金保険機構と連携し、預金口座名寄せのためのデータ整備状況等について検証する。

### (3) 流動性リスク管理態勢の実態把握

流動性危機時の対応策（コンティンジェンシー・プラン）の整備状況をはじめ、流動性リスク管理態勢の適切性について検証する。

## 3. 金融環境の変化への対応

### (1) 時価評価の適切性の実態把握

平成13年4月より「その他有価証券」を含め、時価会計が完全実施されたことを踏まえ、有価証券の保有目的区分及び評価等の適切性について検証する。

(2) インターネット取引に係るリスク管理態勢の実態把握

拡大するインターネットを利用した金融取引の現状を踏まえ、システム・ダウン時の対応策の整備状況をはじめ、当該取引に係るリスク管理態勢について検証する。

(3) 金融グループ・コングロマリットの一体的な実態把握

持株会社方式による経営統合など金融機関のグループ・コングロマリット化の流れを踏まえ、各業態を横断的に所管する当庁の特色を活かし、グループ全体としての法令等遵守態勢、リスク管理態勢について検証する。

(4) 内部監査態勢の実態把握

金融機関における内部監査態勢の適切性・有効性を的確に評価し、実効性ある内部監査態勢の確立を促すとともに、内部監査・外部監査を活用した効率的な検査に努める。

#### 4. 検査態勢の充実

(1) 人材育成の充実・強化

本年7月に発足した金融研究研修センターと連携し、研修コースの開発など研修の充実・強化を図るほか、金融技術や情報通信技術の発達等に迅速かつ的確に対応するため、民間の専門家の登用に努める。

(2) 証券取引等監視委員会との連携強化等

個人投資家の市場参加の促進等による市場の活性化を図るためには、証券市場に対する信頼の保持に向け、市場監視・検査体制の強化を図っていく必要がある。このため、証券取引の公正の確保に関して検査を実施してい

る証券取引等監視委員会との連携を強化し、合同検査を原則とするなど、効果的な検査の実施に努める。さらに、証券会社を担当する検査部門の拡充や証券検査マニュアルの整備を踏まえ、検査頻度や深度の向上に努める。

(3) 検査マニュアルの整備・充実

金融・保険・証券検査マニュアルの整備に続き、投資信託委託業者及び投資顧問業者に係る検査マニュアルを策定するとともに、金融環境の変化に的確に対応したマニュアルの整備・充実に努める。

#### 5. 業態別重点事項

(1) 預金等受入金融機関

預金等受入金融機関については、上記の施策を着実に実施するとともに、労働金庫など他省庁等との共管金融機関については、共同検査を原則とするなど、効果的な検査の実施に努める。

(2) 保険会社

保険会社については、ソルベンシー・マージン基準の厳格化など健全性確保のための監督上の措置の見直しや担当検査部門の拡充を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率の正確性や保険募集管理態勢等について重点的に検証する。

(3) 証券会社等

証券会社については、新たに整備された「証券検査マニュアル」に基づき、外部監査の導入状況を踏まえつつ、顧客資産の分別保管の適切性及び自己資本規制比率の正確性について重点的に検証する。



投資信託委託業者及び投資顧問業者については、顧客への忠実義務の遵守状況等について重点的に検証する。

(4) 外国金融機関

外国金融機関については、グループの一体的な実態把握や外国当局との緊密な連携を通じて、ルール遵守状況及びリスク管理状況の検証に重点を置いた効果的な検査を実施する。

(5) その他の金融機関（貸金業者・抵当証券業者・前払式証票発行者等）

貸金業者については取立行為規制等のルール遵守状況、抵当証券業者については財務内容及び販売の状況、前払式証票発行者については発行保証金の供託状況等について重点的に検証する。

II. 検査基本計画

		実施予定数	(参考) 12 検査事務年度実施数
	銀行	85 行	56
	信用金庫・信用組合	205 金庫・組合	330
	労働金庫	10 金庫	8
	信農連・信漁連	10 連合会	2
預金等受入金融機関計		310	396
保険会社		15 社	12
	証券会社	70 社	48
	投資信託委託業者	5 社	5
	投資顧問業者	30 社	21
	証券会社等計	105	74
	貸金業者	165 社	120
	前払式証票発行者	165 社	134
	抵当証券業者	10 社	5
	その他	10 社	15
その他の金融機関計		350	274
合計		780	756

(注1) 「その他の金融機関」のうち、実施予定数が僅少な業態は、合算して「その他」欄に記載。

(注2) 上記検査実施予定数は、当初計画として設定しているものであり、金融機関を取り巻く現下の厳しい環境下において適時の実態把握に的確に対応するため、弾力的な運用を行うこととしていることから、実施予定数は変動することがあり得る。

## ◆現行金利一覧

(13年8月14日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	( )内 前回水準
公定歩合 (基準割引率および基準貸付利率)	0.25	13. 3. 1	(0.35)
短期プライムレート	1.375	13. 3. 28	(1.500)
長期プライムレート	1.65	13. 8. 10	(1.55)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

## ◆公社債発行条件

(13年8月14日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<8月債> <u>1.305</u>	<7月債> 1.124
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.2
	発行価格 (円)	<u>100.84</u>	100.68
政府短期証券	応募者利回り (%)	(13年8月13日発行分~)	(13年8月6日発行分~)
	発行価格 (円)	<u>0.0333</u> <u>99.9916</u>	<u>0.0297</u> <u>99.9925</u>
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<8月債> <u>1.457</u>	<7月債> 1.256
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.2
	発行価格 (円)	<u>99.50</u>	<u>99.50</u>
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<8月債> <u>1.468</u>	<7月債> 1.267
	表面利率 (%)	<u>1.4</u>	1.2
	発行価格 (円)	<u>99.40</u>	<u>99.40</u>
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<8月債> <u>0.750</u>	<7月債> 0.650
	表面利率 (%)	<u>0.75</u>	0.65
	発行価格 (円)	<u>100.00</u>	<u>100.00</u>
割引金融債	応募者利回り (%)	<8月後半債> 0.100	<8月前半債> 0.100
	同税引後 (%)	0.090	0.090
	割引率 (%)	0.09	0.09
	発行価格 (円)	<u>99.90</u>	<u>99.90</u>

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。